

伝統的工芸品リブランディング事業委託業務プロポーザル実施公告（案）

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、長野県（以下、「県」という。）が「伝統的工芸品リブランディング事業」を業務委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 4 年 6 月 24 日

長野県産業労働部産業技術課長

1 業務の概要

(1) 業務名 伝統的工芸品リブランディング事業委託業務

(2) 業務の目的

長野県内には、国指定^{※1} 7 産地、県指定^{※2} 21 産地、計 28 産地の伝統的工芸品（以下、「県内伝統的工芸品」）があります。

近年、生活様式の変化や、安価な大量生産品の普及等により、需要は減少、担い手不足についても大きな問題となっています。本委託業務では、県内伝統的工芸品のブランド価値を再定義し、認知度を向上させ、県内伝統的工芸品産業の活性化及び、良質な雇用創出を図るため、潜在力の分析、ターゲットの設定を行ったうえで、ブランド計画を策定することを目的とします。

※1：伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年 5 月 25 日 第 57 号）の規定により経済産業大臣の指定を受けた工芸品

※2：長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和 57 年 5 月 13 日 57 工第 30 号）の規定により長野県知事の指定を受けた工芸品

(3) 業務内容

業務の目的を踏まえ、県内の伝統的工芸品産業に対し、以下を実施することを業務内容とします。

- ・ 県内伝統的工芸品の特徴を踏まえ、その潜在力を調査・分析
- ・ PR を行う上で効果的なエリア、ユーザー等ターゲットを調査・分析
- ・ 上記を踏まえて効果的なブランド計画を作成

詳細については、「伝統的工芸品リブランディング事業委託業務仕様書（案）」（別紙 1）において定めるものとします。（仕様書（案）の内容は現時点での予定です。今後、打ち合わせの中で変更する可能性がありますのでご了承ください。契約後の変更については、その都度協議します）。

(4) 委託上限額

本業務の委託額の上限は、4,910,000 円（税込）です。

(5) 履行期間

契約日から令和 5 年 3 月 17 日までとします。

2 応募資格要件

本委託業務へ企画提案を行おうとする者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 5 年以内に、伝統的工芸品等の商品または地域のブランディングに関する業務又はそれらの類似業務の実績を有すること。

- (8) 配置する監督者及び従事者が、伝統的工芸品等の商品または地域のブランディングに関する業務又はそれらの類似業務に係る経験を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

本委託業務の公募型プロポーザル方式への参加を希望する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書等を提出してください。提出期限（(3)①）までに参加申込書等を提出しない場合は、企画提案書を提出することが出来ませんのでご留意願います。

(1) 提出書類

- ① 伝統的工芸品リブランディング事業委託業務公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ② 伝統的工芸品リブランディング事業委託業務公募型プロポーザル参加要件具備説明書（様式第2号）
- ③ 都道府県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
- ④ 社会保険に加入していることが確認できる書類
- ⑤ 類似業務等の実績を証する書類（契約書の写し）
- ⑥ 誓約書（様式第7号）

(2) 担当課・問い合わせ先

長野県 産業労働部 産業技術課 保安・伝統産業係

※担当者、電話番号等は10(1)を参照願います。

(3) 提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和4年7月11日（月）午後5時必着とさせていただきます。

② 提出先 3(2)と同一の部署となります。

③ 提出方法 持参、郵送又はメールでのご提出をお願いいたします。

※ 郵送の場合は提出期限までに長野県産業労働部産業技術課に到達したものに限り、郵送でのご提出いただく場合は、到達の有無をご確認いただくためのお電話を3(2)までお願いいたします。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(4)①）の3日前までに、書面により通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(2)と同一の部署となります。

イ 受付時間 上記②の期間中の土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとします。

(6) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 業務説明会の開催

(1) 開催日時 令和4年7月6日（水）午前9時30分から1時間程度

(2) 開催場所 長野県庁 議会棟405号会議室（長野市南長野幅下692-2）

(3) その他 説明会参加のための交通費等の諸費用は、参加者の負担になります。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(2)と同一の部署となります。

(2) 受付期間 令和4年7月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までの受付となります。）

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第3号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法 企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和4年7月22日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ①伝統的工芸品リブランディング事業委託業務企画提案書（様式第4号）
- ②伝統的工芸品リブランディング事業委託業務企画書（様式第5号）
- ③会社概要又は会社概要パンフレット（企業の場合のみ：写し可）
- ④直近の決算書（2期分） ※会社設立時期の関係で、1期分のみしか提出が難しい場合は1期分を提出ください。

(2) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（4）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3（2）と同一の部署となります。
- ② 受付期間 6（4）①の提出期限までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとなります。
- ③ 受付方法 業務等質問書（様式第3号）をFAX又はメール等により提出願います。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係るご質問の場合は、原則として非公開といたしますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年7月25日（月）午後5時必着
- ② 提出先 3（2）と同一の部署となります。
- ③ 提出部数 5部（正本1部、コピー4部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送によりご提出願います。

※ 郵送の場合は提出期限までに長野県産業労働部産業技術課に到達したものに限りです。郵送でご提出いただく場合は、到達の有無をご確認いただくためのお電話を3（2）までお願いいたします。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

| 項目 | 審査内容 | 配点 |
|-------------------------------|---|-----|
| 1 業務の内容 | ・伝統的工芸品等の商品または地域のブランディングに関して十分な知見（知識）を有しているか。 | 30 |
| 2 業務の実施体制 | ・本事業を遂行できる体制を有しているか。 | 20 |
| 3 業務についての経験若しくは技術的適正の有無に関する事項 | ・調査・分析業務の内容は適切か。 ・伝統的工芸品等の商品または地域のブランディング事業を実施した十分な実績があるか。 ・県内伝統的工芸品の「ブランドコンセプト」について現段階で適切なビジョンを有しているか。 | 30 |
| 4 業務に要する経費及びその内訳 | ・見積内容、積算根拠が適切か。 | 10 |
| 5 その他業務の目的を達するために有効な事項 | ・本事業を効果的に遂行できる提案となっているか。 | 10 |
| 合計 | | 100 |

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
日時：令和4年7月28日（木）午後2時00分～
場所：工業技術総合センター 材料技術部門 4階 視聴覚室（長野市若里1-18-1）
- ④ プレゼンテーションに係る留意事項
 - ・企画提案書の補足資料がある場合は、当該資料をプレゼンテーション当日までに5部提出してください。パソコン、プロジェクタ等の機器を使用する場合は事前にご連絡願います。
 - ・プレゼンテーションの時間は10分、質疑応答10分を予定しています。
 - ・プレゼンテーションについては6（5）企画提案の選定基準を踏まえた内容としてください。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県産業労働部ものづくり振興課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

- ① (7)②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（任意様式）により非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3（2）と同一の部署となります。
 - イ 受付時間 上記①の期間中の土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までです。

(9) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

契約書（案）は別紙2のとおりです。契約書の作成が必要な業務となります。

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第6号）によりご提出ください。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届（様式任意）を提出してください。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業労働部産業技術課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口

長野県 産業労働部 産業技術課 保安・伝統産業係 担当 杉山 浩貴

〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 (県庁5階)

電話 026-235-7133 (直通) FAX 026-235-7496

E-mail sangi@pref.nagano.lg.jp

(2) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(3) 歳出予算において、この事業の委託契約に係る予算が計上されない場合は、契約を締結しないことがあります。